

兵高教組

調査情報

2013年10月29日 28号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

再任用問題

特別支援学校や少数職種で一定の前進回答を引き出す フルタイムと週3日の短時間勤務で妥結

第2回の交渉から県教委と折衝を重ね、28日に県教委からの最終回答がありました。高教組からは三つの要望を提示していました。特別支援学校教諭及び少数職種教職員の再任用短時間勤務を認めること。週4日の短時間勤務を認めること。来年度の再任用者については、希望調査後となっているので、1年限りの特別の救済措置を検討すること。以上の三点について、一定の前進回答があり妥結することとしました。これからも高教組としては、再任用制度の改善に向けて努力していきます。

県教委からの最終提案

【平成26年度からの運用方針】

1. 高等学校教諭としての再任用は、フルタイム勤務（週38時間45分）又は短時間勤務週3日（週23時間15分に限る）とし、1年ごとの更新とする。
2. 短時間勤務は、介護、健康等の事情のある者に適用する。なお、個別の事情は、本人から校長もしくは県教委への申し出とする。
（証明書等は不要、本人の申し出でよい）
3. 特別支援学校教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員への再任用は、現行どおりの扱いとする。（原則フルタイム）

既に再任用している者については、現行どおりの扱いとする。

再任用希望調査の実施について

11月1日（金）調査票等配布（学校長 教職員）

11月11日（月）調査票回収（教職員 学校長）

11月15日（金）調査票提出（学校長 教職員課）

再任用を希望しない職員「再任用辞退届」を提出

高教組からの要望に対する回答

特別支援学校教諭や少数職種の短時間勤務については、フルタイムが無理な場合は無収入になってしまうので、この課題について協議していく

特別支援学校教諭及び少数職種教職員の再任用短時間勤務については、県教委として研究するとともに今後引き続き協議していきたい。

何らかの形で週4日の短時間勤務は入れられないのか

年金制度の新たな動きが進むなかで、学校現場では今後も大量退職が続くことから、みなさんのご意見を伺いながら、教職員における再任用制度の望ましい運用について、絶えず検証して改善を図りたい。

来年度の再任用者には5月にアンケートをとり、しかもこれだけ遅れたのだから、1年限りの特別の救済措置が検討できないか

再任用制度の見直しは、希望調査後となってしまったことについては大変申し訳なく思います。今後様々な機会を通じて丁寧に説明したいと考えています。

